

令和 6 年度正規職員採用試験（2 月試験）受験要項

申 込 期 限 令和 7 年 2 月 3 日（月） 午後 5 時必着

試 験 日 令和 7 年 2 月 9 日（日） 午前 9 時 0 0 分

令和 7 年 4 月 1 日採用の**正規職員**を次のとおり募集いたします。

1 採用資格、採用人数等

採用資格	資格の取得	採用予定人員
保健師	資格を取得している人、または令和 7 年 3 月 31 日までに取得する見込みの人	1 名程度
看護師	資格を取得している人で、地域ケア、地域保健等に関する経験を有し、かつ、高齢者に関する公衆衛生業務経験※を 1 年以上有する人	

※業務経験の例：地域包括支援センター、訪問看護事業、または居宅介護支援事業等の在宅介護に関する相談・支援

2 受験資格

60 歳未満の方（定年退職の年齢が 60 歳のため）

保健師は経験を問いません

なお、次のいずれかに該当する方は受験できません

- ・成年被後見人又は被保佐人
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

3 試験の申込方法

- ・本会ホームページ（<https://t-syakyo.or.jp/>）から、受験申込書、履歴書、エントリーシート及び受験票をダウンロードして記入し、下記の提出先まで郵送または持参してください。
- ・持参される方は、平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までにお越しください。

- ・申込期限は、令和7年2月3日(月)午後5時必着とします。
- ・提出書類に不備がある場合は、再提出をお願いします。

＜提出書類＞

- ・受験申込書（本会所定のもの）
- ・履 歴 書（本会所定のもの）
- ・エントリーシート（本会所定のもの）
- ・資格を証明する書類の写し（所有者のみ）
- ・受 験 票（本会所定のもの）
- ・受験票の返信用封筒（郵送で提出する場合は、氏名及び送付先住所を記載し 110 円切手を貼付）

＜提出先＞

〒507-0041

岐阜県多治見市太平町2丁目39番地の1（多治見市総合福祉センター内）
多治見市社会福祉協議会 企画総務課

＜個人情報の利用目的及び同意＞

提出書類及び試験にて取得した個人情報は、採用選考及び採用後の配属先の決定に利用します。個人情報の利用目的に同意し、お申し込みください。

4 試験の日時、会場等

- (1) 日時 令和7年2月9日（日）午前9時00分～ 受付：午前8時30分～
- (2) 会場 多治見市総合福祉センター4階大会議室
(住所：岐阜県多治見市太平町2-39-1)
- (3) 試験内容

①適性検査	業務の適性を判定する検査を実施
②小論文試験	提示する課題について800文字以内で自分の考えを記述
③面接試験	1人15分程度で個別面接を実施

- (4) 携行品 受験票、筆記用具

5 合否の発表について

令和7年2月下旬に合否にかかわらず、受験者全員に郵便にて結果を発送します。なお、合否についての電話等による問い合わせはご遠慮ください。

6 発表後から採用までの流れ

- ①試験合格者に対して採用前に事前面談を行い、採用にあたっての労働条件等について提示します。
- ②資格取得見込みの人で、令和7年3月末日までに資格が取得できなかった場合は、採用を取り消す場合があります。

- ③傷病等で職務に支障があると認められる場合は、採用されないことがあります。
- ④受験資格がないことや受験申込書等の記載事項に不正があることが判明した場合は、採用を取り消すことがあります。
- ⑤日本国籍を有しない人で、採用日において法令により永住が認められてない人は、採用されません。

7 本会の給与・待遇等（※令和6年4月実績）

- (1) 初任給 本会職員給与規程に基づき、給料月額に地域手当を加算して支給
国家公務員の福祉職の俸給表を採用しています。

資格・学歴	新卒採用の給与月額	社会人採用の給与月額 (例：同等の職務経験10年)
保健師又は看護師	203,734円	247,097円

※福祉や資格に関する仕事にかかわらず、職歴がある場合は、本会の規定に基づき、職務経験の年数に応じて給与月額に加算します。

- (2) 定期昇給 毎年4月1日
- (3) 賞与 年2回(6月・12月) 4.5か月分/年
- (4) 諸手当 扶養・住居・通勤手当等を各支給要件に基づいて支給
- (5) 休日
- ・日曜日及び土曜日
 - ・国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - ・12月29日から翌年1月3日までの日
- ※配属先や業務によって上記の日に勤務する場合があります。
- (6) 年次有給休暇 採用時の4月1日に20日付与
- (7) 特別休暇(有給) 夏季休暇、結婚休暇、配偶者の出産に伴う入院付添休暇、子の看護休暇、介護休暇、忌引休暇、ボランティア休暇等
- (8) 福利厚生 各種社会保険、退職金制度(福祉医療機構社会福祉施設職員等退職手当共済制度と岐阜県民間社会福祉事業従事者共済会退職共済制度の2つの制度に加入)、岐阜県民間社会福祉事業従事者共済会加入等
- (9) 定年 満60歳に達する日以後の最初の3月31日
- 定年退職後の再雇用については、別に定める基準により、満75歳に達する日以後の最初の3月31日まで継続することができます。

8 勤務場所

本会が運営する多治見市内の地域包括支援センターになります。

※正規職員は、人事異動により勤務地が変わります。

9 岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業

仕事と家庭の両立支援について、岐阜県が、特に優良な取り組みや他社の模範となる独自の取り組みを行う企業を「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業」に認定する制度において、本会の取り組みが評価され、令和4年度に認定されました。

時間外勤務の削減や育児・介護の支援制度の充実など、職員が働きやすい職場になるよう制度や環境づくりに努めています。



←紹介動画(YouTube)

10 問い合わせ先

多治見市社会福祉協議会 企画総務課（担当：伊藤 三宅）

住 所：岐阜県多治見市太平町2丁目39番地の1（多治見市総合福祉センター内）

電 話：0572-25-1134(代)

対 応：祝祭日を除く月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分